その他告示

○総務省告示第八十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和八年三月十三日

総務大臣　林　芳正

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道河東郡上士幌町居辺東18線　(441.10) (2)　北海道河東郡上士幌町字上士幌東４線244―１　(331.90)	北緯43度14分25秒東経143度24分18秒の地点と北緯43度14分14秒東経143度18分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　北海道広尾郡広尾町字野塚15線１―１　(65.50) (2)　北海道広尾郡広尾町並木通東１―22―25　(69.00)	北緯42度18分53秒東経143度19分14秒の地点と北緯42度18分24秒東経143度19分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　北海道勇払郡むかわ町汐見588―５　(81.40) (2)　北海道沙流郡日高町字富浜229―３　(73.60)	北緯42度31分14秒東経142度01分23秒の地点と北緯42度30分01秒東経142度02分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　大阪府大阪市北区中之島３―６―16　(184.20) (2)　兵庫県神戸市灘区摩耶山町２―２　(719.06)	北緯34度41分33秒東経135度29分32秒の地点と北緯34度43分59秒東経135度12分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　愛知県名古屋市中区新栄１―２―８　(79.15) (2)　愛知県名古屋市中区千代田２―12―14　(131.30)	北緯35度10分07秒東経136度54分59秒の地点と北緯35度09分31秒東経136度54分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　愛知県名古屋市中区千代田２―12―14　(131.30) (2)　愛知県瀬戸市幡中町211―２　(279.30)	北緯35度09分31秒東経136度54分55秒の地点と北緯35度11分44秒東経137度04分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　京都府京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町600―１　(88.50) (2)　京都府久世郡久御山町大字田井小字塔の本１―１　(98.40)	北緯35度00分53秒東経135度45分27秒の地点と北緯34度52分50秒東経135度44分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　宮城県伊具郡丸森町字川田島　(563.00) (2)　宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端１―１　(47.80)	北緯37度54分42秒東経140度43分23秒の地点と北緯38度02分20秒東経140度46分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度02分22秒東経140度46分13秒の地点と北緯38度02分42秒東経140度46分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　宮城県伊具郡丸森町字川田島　(563.00) (2)　福島県福島市荒井字原宿１　(224.00)	北緯37度54分38秒東経140度43分19秒の地点と北緯37度42分46秒東経140度23分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　東京都新宿区西新宿２―３―２　(208.70) (2)　東京都千代田区霞が関２―１―３　(92.20)	北緯35度41分17秒東経139度41分41秒の地点と北緯35度40分47秒東経139度43分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度40分44秒東経139度44分11秒の地点と北緯35度40分33秒東経139度45分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　東京都新宿区西新宿３―19―２　(171.00) (2)　東京都渋谷区神南２―２―１　(121.20)	北緯35度41分01秒東経139度41分16秒の地点と北緯35度39分58秒東経139度41分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　徳島県徳島市上吉野町３―35　(40.00) (2)　徳島県美馬市美馬町字入倉813―34　(1063.40)	北緯34度05分22秒東経134度33分05秒の地点と北緯34度05分47秒東経134度25分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　愛媛県松山市一番町４―４―２　(81.20) (2)　愛媛県伊予市八倉字谷頭994―１　(279.00)	北緯33度50分24秒東経132度46分00秒の地点と北緯33度46分44秒東経132度46分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　山口県周南市大字鹿野下字チシャケ浴2646　(455.00) (2)　山口県周南市大字大向字土地浴1083　(785.50)	北緯34度12分06秒東経131度49分34秒の地点と北緯34度11分32秒東経131度50分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　広島県廿日市市原字川末125―６　(732.50) (2)　山口県周南市大字大向字土地浴1083　(785.50)	北緯34度22分18秒東経132度16分22秒の地点と北緯34度22分14秒東経132度16分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度22分12秒東経132度16分09秒の地点と北緯34度11分31秒東経131度50分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域